特定非営利活動法人ハートラインあゆみ

地域活動支援センター ハートラインあゆみ 就労継続支援 B型 ハートラインあゆみ 相談支援事業所 ハートラインあゆみ

虐待防止のための指針

1 事業所における虐待防止に関する基本的の考え方

当事業所では利者に対する虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

① 身体的虐待 : 利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある行為を加え、または

正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待 : 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさ

せること。

③ 心理的虐待 : 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言

動その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置 : 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者に

よる①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護

すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待 : 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利

益を得ること。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

① 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」(以下、「委員会」という)を設置する。 委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議する。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4)職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる発生の確実な防止策に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ② 委員会の構成員

委員会の運営責任者は管理者とし、構成員の選任については、当該事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を委員長に指名し構成する。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するものであるとともに、本方針に基づき、 権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者 等を記録し、磁気的記録等により保存する。

4 事業所内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者、もしくは虐待防止責任者(管理者)、さらには、行政機関の担当窓口に報告する。
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないように注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じて、関係者から事業を確認する。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な処置を講じる。
- ④ 上記の対応を行ってにもかかわらず改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、 市町村の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ 発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑥ 虐待等の発生後、発生が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市 町村の行政機関に報告する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。 客観的な事実の確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を 問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰 ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 成年後見人制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 苦情解決体制に関する事項

苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内するとともに、苦情解決責任者を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努める。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者や家族及び職員等にいつでも閲覧できるようにする。

9 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

この指針は令和6年4月1日より施行する。

虐待の対応フローチャート

虐待の疑い・発見

利用者の安全確保・応急処置

厚木市 虐待通報窓口

(046-225-2225)

- 対象利用者の支給決定市町村への連絡
- ・通報者は法律により保護される (障害者虐待防止法第16条、公益通報者保護法



行政が行う調査に協力



行政による事実確認 調査の結果

【虐待の疑い・発見の相談報告を受けて】

- ①虐待防止委員会の招集・開催
- **②通報・相談**(厚木市虐待通報窓口 046-225-2225)
- ③対象利用者の支給決定市町村への連絡
- ④家族・身元引受人等への連絡、報告

(管理者等の責任のある者から状況説明を行う)

⑤事実確認

(虐待を行った疑いのある職員、目撃者、利用者本人、他)

⑥法人本部に報告

(必要に応じ、臨時理事会の開催について検討)

※通報者は、通報したことにより解雇その他の不利益な取り扱いを受けないとされている。(障害者虐待防止法第16条4項)

虐待であると判断された場合



①虐待が行われた要因の分析と再発の防止

(虐待を行った職員及びその他の職員への聞き取り、虐 特防止委員会での分析等)

②法人としての対応策をまとめる

(改善計画の策定、法人内での共有等)

(事実の確認と原因の分析を通じ、虐待に関係した職員 や施設の役職者の責任を明らかにし、就業規則に則って 処分を行う。)

③再発防止策 (研修等) の徹底

(処分を受けたものについては、虐待防止や職業倫理等 に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止の ための対応を徹底して行う。)

※厚木市担当窓口・支給決定市町村に報告



利用者・家族・身元引受人等への報告・説明

(謝罪、改善に向けての対応に関する説明) 虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役職員 が同席した上で説明会を開き、説明と謝罪を行い、信 頼回復に努める。

虐待でないと判断された場合



- ・虐待防止体制の見直し
- ・支援内容の見直し
- ・虐待防止委員会の定期的な開催、支援検証
- ・全職員に対する虐待防止研修の継続的な実施
- 各種研修の実施
- ・定期的な虐待防止チェックリストの実施
- ・定期的な職員ストレスチェックの実施
- ・管理者による現場の把握
- ・風通しの良い職場づくり
- ・ボランティアの受け入れ



利用者・家族・身元引受人等への報告・説明

(謝罪、改善に向けての対応に関する説明) 「虐待ではない」と判断された場合であっても、通報があった事実を真摯に受け止め日頃から継続して虐待防止に取り組むことが重要である。